

SAISON PLATINUM BUSINESS AMERICAN EXPRESS® CARD

海外・国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険 のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(引受幹事保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※「アメリカン・エクスプレス」はアメリカン・エクスプレスの登録商標です。このカードはアメリカン・エクスプレスのライセンスに基づき、(株)クレディセゾンにより発行されたものです。

※本誌掲載の情報は2022年10月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。



INDEX

海外旅行・国内旅行傷害保険	2
海外旅行傷害保険のあらまし	3
国内旅行傷害保険のあらまし	5
支払限度額	6
旅行傷害事故の通知について	7
ショッピング安心保険	9
ショッピング安心保険のあらまし	9
ショッピング安心保険の事故の通知について	10

旅先で“もしも”の時に、
会員様をしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険

会員様の、ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

傷害		疾病	
	交通事故にあった		スポーツ中にケガをした
	カゼで高熱を発した		盲腸になった
賠償責任		携行品損害	
	お店の商品を壊した		ハンドバッグを盗まれた
	カメラを落として壊した		
救援者費用		航空機遅延費用等	
	旅先でケガをし家族が現地に向かった		スーツケースの到着が遅れ、着替えを購入した
			台風のため乗り継ぎ出来ず、ホテルへ泊まることになった

国内旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

傷害			
	搭乗した航空機の事故で亡くなられた		宿泊中に火災で亡くなられた
	宿泊を伴う募集型企画旅行参加中にケガで後遺障害を負った		宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に交通事故にあいケガをした

海外旅行傷害保険 適用条件

日本出国前に、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機など「公共交通乗用具」※の料金や、参加する「募集型企画旅行」の料金をこのカードでお支払いになった場合、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発されたときからご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時(24時)までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国した日から90日後の午後12時(24時)までを限度とします。また、日本国内で前述のカード決済がなくとも、日本出国後、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機など「公共交通乗用具」※（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が適用されます。

※この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金なりません。電子マネーのチャージ代やデビット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、ラウンジ利用料 など

保険適用の対象となるカード決済例	■パッケージツアー ■飛行機※ ■新幹線※ ■リムジンバス※ 出国前の決済で旅行中のトラブルを補償 ※印があるものは、出国後の決済でもお支払時点が補償対象
保険適用の対象外となるカード決済例	■レンタカー ■ホテル宿泊代

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
傷害	死亡・後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ① 医師による治療費、手術費、入院費 ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③ 義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用(5万円限度)等(1事故について20万円限度) (注) 社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用		① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ② 責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、バスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオイデス症、デング熱、顎口虫、 웨스트ナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	
賠償責任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	5,000万円を限度として損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。 (注) 損害賠償金および費用の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注) 示談交渉サービスはありません。
携行品損害		被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除く)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注) お支払いする保険金の総額は、50万円を保険期間中の限度とします。 (注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
救援者費用等	被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含む）されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気ににより死亡されたとき。 ④病気にかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費（救援者3名まで） ③現地および現地までのホテル客室料（救援者3名かつ1名については14日分まで） ④現地からの移送費用 ⑤遗体処理費用（100万円限度） ⑥救援者の渡航費用および現地での諸雑費（20万円限度） （注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。
航空機遅延延費用等	乗継遅延費用	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	1回の出発遅延、欠航もしくは連休または搭乗不能について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 （以下は、上記の「乗継遅延費用」と同様）
	寄託手荷物遅延	1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費：寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費：寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失	1回の寄託手荷物の紛失について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 （以下は、上記の「寄託手荷物遅延」と同様）

(注)「責任期間」は、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間でかつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。
(注)「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの)をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
(注)公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金を支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし（自動付帯）

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	下記①から③によりケガをして事故日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 ①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。 ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。	死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払いします。
傷害・入院・手術・通院	〈入院保険金〉 上記①から③によりケガをして入院した場合（事故日から180日以内の入院が対象）。 〈手術保険金〉 入院保険金支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合（事故日から180日までの手術が対象）。 〈通院保険金〉 上記①から③によりケガをして通院した場合（事故日から180日以内の通院に対し90日を限度）。	入院の場合…5,000円（日額） 通院の場合…3,000円（日額） 手術の場合…5,000円（日額）×（手術の種類により10倍～40倍） （注）入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

（注）募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

（注）募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。

（注）公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。

（注）他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。

（注）ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

（注）事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

支払限度額

保険の種類		担保内容	本会員
海外旅行 傷害保険	傷 害	死亡・後遺障害	1 億円
		治療費用	300 万円
		疾病治療費用	300 万円
		賠償責任	5,000 万円
		携行品損害 *1	50 万円
		救援者費用	300 万円
		寄託手荷物遅延費用	10 万円
		寄託手荷物紛失費用	10 万円
		乗継遅延費用	3 万円
		出発遅延費用	3 万円
国内旅行 傷害保険		傷害死亡・後遺障害	5,000 万円
		入院日額	5,000 円
		通院日額	3,000 円

*1 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。
※追加カード会員様は補償の対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転
●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行傷害保険のみ） など

■海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救援者費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など

※救援者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。

■海外旅行傷害保険の賠償責任

●故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など

■海外旅行傷害保険の携行品損害

●故意、重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 など

■海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、寄託手荷物紛失費用、乗継遅延費用、出発遅延費用

●故意、重過失 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。

- センプラチナ・ビジネス・アメリカン・エクスプレス®・カード会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先

■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります）
損保ジャパン事故受付デスク
☎0120-553-935 ☎018-888-8430 24時間受付／年中無休

- 電話ご利用上の注意点 ※下記は、2022年10月現在となっております、今後変更することがあります。
- 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用にならない場合があります。その場合は「無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールをおかけいただくか、「折り返し電話」するようお願い申し上げます。

●無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様負担となります。

●滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があります。また、電話機種や回線事情によりご利用にならない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合がありますので、ご利用時には現地でご確認ください。日本国内から海外ローミングやレンタ

ル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となります。

●各国での回線事情等により電話がかりにくい場合は、「損保ジャパン・海外メディカルヘルプライン」のお客様のいらっしゃる地域の電話番号へお問い合わせください。

●お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合があります。

●電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合があります。

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などでお困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地		電話番号	センター
北米・中南米・ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 無	アメリカセンター
	メキシコ	800-099-0667 無	
	ブラジル	0800-891-6640 無	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ・カナダから (1) 804-673-1144 上記以外の国・地域から (1) 804-822-3747	
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784 無	中国センター
	香港	800-968-845 無	
	マカオ	080-0382 無	
	無料電話がご利用にならない場合	中国大陸から 010-8592-7117 香港・マカオから (86) 10-8592-7100	
アジア・オセアニア・グアム・サイパン	台湾	00801-65-1166 無	シンガポールセンター
	シンガポール	1800-3041756 無	
	マレーシア	1800-80-1013 無	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から 6535-5554 シンガポール国外から (65) 6535-5554	
	韓国	00798-651-7029 無	タイセンター
	インドネシア	001-803-65-7187 無	
	フィリピン	1800-1-651-0065 無	
	タイ	1800-600-234 無	
	ベトナム	12065143 無	
	グアム・サイパン	1877-232-0747 無	
	オーストラリア	1800-553-152 無	
	ニュージーランド	0800-44-9345 無	
	無料電話がご利用にならない場合	タイ国内から 02-204-4510 タイ国外から (66) 2-204-4510	
	イギリス	0800-068-3724 無	イギリスセンター
	フランス	0805-119-520 無	
欧州・アフリカ・中近東・ロシア	イタリア	800-986-331 無	
	ドイツ	0800-589-3737 無	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から 020-7282-4348 イギリス国外から (44) 20-7282-4348	イギリスセンター
	海外から	(81) 3-3811-8127	
各センターに連絡が取れない場合	日本国内から	03-3811-8127	東京センター

無＝無料電話

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

■海外ホットラインお問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
(24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地		電話番号
北米・中南米・ハワイ・グアム・サイパン	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-826-6108 無
	アルゼンチン	0800-666-0776 無
	ウルグアイ	0004-019-0423 無
	カナダ	1-877-791-2153 無
	コロンビア	018005-18-1439 無
	ブラジル	0800-892-3134 無
	ペルー	0800-54-435 無
アジア	メキシコ	001-800-514-6611 無
	中国（北部）	10800-813-2780 無
	中国（南部）	10800-481-2963 無
	香港	800-905-113 無
	台湾	00801-814649 無
	韓国	00798-817-1698 無
	シンガポール	800-810-2352 無
	スリランカ	011-2422-215 無
	インド	000-800-1007-803 無
	インドネシア	001-803-00811-301 無
	タイ	001-800-814-5140 無
	フィリピン	1-800-1-816-0278 無
オセアニア	マレーシア	1-800-81-5066 無
	オーストラリア	1-800-783-025 無
	ニュージーランド	0800-885-053 無
ヨーロッパ・アフリカ・中近東・ロシア	アイスランド	800-9654 無
	アイルランド	1-800-948312 無
	アラブ首長国連邦	800-0-813-0041 無
	イギリス	0808-234-3825 無
	イスラエル	1-80-94-56612 無
	イタリア	800-789641 無
	オーストリア	0800-296-193 無
	オランダ	0800-022-8238 無
	ギリシャ	00-800-161-2206-6612 無
	スイス	0800-552-739 無
	スウェーデン	020-79-7908 無
	スペイン	900-9-581-69 無
	チェコ	800-700-974 無
	デンマーク	8088-6979 無
	ドイツ	0800-1810567 無
	ノルウェー	8001-6294 無
	ハンガリー	06-800-190-45 無
	フランス	0800-915-245 無
	ベルギー	0800-77322 無
	ポーランド	0-0-800-8113-247 無
日本国内から	ポルトガル	800-827-644 無
	南アフリカ	0-800-983-167 無
	モナコ	800-93-693 無
	ルクセンブルグ	8002-7151 無
	ロシア	810-800-2053-4081 無
	上記無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国または地域から	(81) 18-888-9547★ 無
	日本国内から	0120-08-1572 無 018-888-9547

無＝無料電話

※中国北部…華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区）、東北地区（遼寧省、吉林省、黒龍江省）

※中国南部…上記以外（上海市、重慶市等）

※滞在の国・地域、電話機種や回線事情によっては、ご利用いただけない場合があります。万が一お電話がつかない場合には、★印の日本の電話番号へコレクトコールをおかけください。

ショッピング安心保険

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。								
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から120日間。								
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。								
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。								
補償限度額および ご注意事項	<table><tr><th>補償限度額</th><th>1事故上限額</th><th>年間上限額</th></tr><tr><td></td><td>300万円</td><td>300万円</td></tr></table> ●年間上限額とは、保険期間中の限度額になります。 ●自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ●保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ●代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乘じた金額が限度となります。 ●事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。			補償限度額	1事故上限額	年間上限額		300万円	300万円
補償限度額	1事故上限額	年間上限額							
	300万円	300万円							
補償の対象とならない 主な場合	①紛失・置き忘れによる損害 ②物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ③電気的な事故や機械的な事故による損害 ④使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪汚損、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など								
補償の対象とならない 主な物品	①商品券、航空券、乗車券など ②宅配便など（通販などの輸送中の物品） ③現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む） ⑤食料品、飲料（酒類を含む） ⑥船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ⑦義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含む） ⑨稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩職業上の物品として購入したもの など								
保険金支払の時期	保険金の支払いは当該物品のカード利用代金決済後となります。								
代位	①損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ②会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。								
損害防止義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。								

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険事故受付デスク

☎0120-279-109 ☎018-803-7631 24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

■海外旅行傷害保険

保険金請求書類	クレジットカード売上票等 Folioの控え	※保険金請求書	現地でしか手配できない書類										※損害品明細書	除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※後遺障害診断書	その他の書類
			治療費の明細書および領収書	医師の診断書	死に診断書または死後検案書死亡地のもの	事故証明書	支出を証明する書類	示談書・示談金領収書	損害額（修理費等）を証明する書類	航空会社発行の証明書書類	航空会社発行の証明書書類	航空会社発行の証明書書類					
保険金種類																	
治療費用保険金（傷害・疾病）	○	○	○	○	○		○										○
携行品損害保険金	○	○	○				○					○	○				○
死亡保険金（傷害）	○	○	○		○	○								○	○		○
後遺障害保険金	○	○	○			○										○	○
救護者費用等保険金	○	○	○				○										○
賠償責任 保険金	対人 対物	○	○	○	○	○	○		○								○
		○	○	○			○		○	○							○
航空機遅延費用等	○	○	○				○				○						○

■国内旅行傷害保険

死亡保険金（傷害）			○			○	○							○	○		○
後遺障害保険金			○			○										○	○
入院・通院保険金			○	○	○		○										○

（注）1. ○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書		○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	—
修理代金領収書		
全損証明書	—	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）		○
その他関係書類	○	○

（注）○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類